

「令和5年度 図解 税制改正のポイント」

政省令による追加情報、正誤表

○政省令による追加情報（令和5年4月24日現在）

令和5年度税制改正の関連政省令が公表され、令和5年度税制改正の詳細が明らかとなりました。そこで、追加情報を下記のとおり整理しましたので、ご活用ください。

□ 青色申告の承認申請書等の記載事項の簡素化等

【53頁】 青色申告の承認申請書、青色申告の取りやめの届出書の記載事項

青色申告の承認申請書、青色申告の取りやめの届出書の記載事項については、次のとおり簡素化される（法人税法施行規則52、60）。

（1）青色申告の承認申請書の記載事項

改正前	改正後
申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号	同左
代表者の氏名	同左
申請後最初に提出しようとする青色申告書に係る事業年度終了の日	—
過去に青色申告の承認の取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日	—
内国法人である普通法人の設立の日、公益法人等の新たに収益事業を開始した日等	—
その他参考となるべき事項	同左

（2）青色申告の取りやめの届出書の記載事項

改正前	改正後
届出をする内国法人の名称、納税地及び法人番号	同左
代表者の氏名	同左
青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日	—
当該事業年度以後の各事業年度について青色申告書による申告書の提出をやめようとする当該事業年度終了の日	—
青色申告書による申告をやめようとする理由	—
その他参考となるべき事項	同左

「令和5年度 図解 税制改正のポイント」

政省令による追加情報、正誤表

□ 電子取引に係る電子データ保存制度の要件の見直し

【86 頁】 小規模な事業者の判定

改正前に「判定期間に係る基準期間における売上高 1,000 万円以下」であった小規模な事業者の判定について、税制改正の大綱では、「判定期間における売上高 5,000 万円以下」とされていたが、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下、「電帳法施行規則」）第 4 条第 1 項では「判定期間に係る基準期間における売上高」により判定する点についての改正はなされていない。

基準期間（電帳法施行規則 4②三）	
個人事業者	その年の前々年
法人	その事業年度の前々事業年度（当該前々事業年度が 1 年未満である法人については、その事業年度開始の日の 2 年前の日の前日から同日以後 1 年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）

「令和5年度 図解 税制改正のポイント」

政省令による追加情報、正誤表

正 誤 表

本書の内容に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

お手数をお掛けしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

該当頁	誤	正															
6 頁	表中 「1,800 万円（内成長投枠 1,200 万円）」	「1,800 万円(内成長投資枠 1,200 万円)」															
11 頁	表中「改正後」1 行目 投資額-2,000 円	株式投資額-2,000 円															
59 頁	表中「改正後」の列 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>改正後</td></tr> <tr><td>80%</td></tr> <tr><td>75%</td></tr> <tr><td>60%</td></tr> <tr><td>90%</td></tr> </table>	改正後	80%	75%	60%	90%	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>改正後①</td> <td>改正後②</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">80%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">75%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60%</td> <td style="text-align: center;">70%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">90%</td> <td style="text-align: center;">80%</td> </tr> </table> ①譲渡資産と買換資産の両方が本店資産の場合 ②①以外の場合	改正後①	改正後②	80%		75%		60%	70%	90%	80%
改正後																	
80%																	
75%																	
60%																	
90%																	
改正後①	改正後②																
80%																	
75%																	
60%	70%																
90%	80%																
76 頁	表中 上から 2 段目の囲み内 「翌期首を待たず登録日から適格請求書発行事業者になれる」	「免税事業者が翌期首を待たず登録日から適格請求書発行事業者である課税事業者になれる」															

以 上